

法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

手付ニ関スル報告

(発行年 / Year)

1910

祕

手附二 開文ル報告

梅謙次郎

民法改正案第五百五十七條ニ於テ手附二開文
規定期設ケリト雖モ同條ヲ議スル當時
在リテハ從來司法省ニ於テ取調ノル民事、商
事慣例類纂ノ如本邦ノ慣習ニ付キ参考ス、キ
モノカラサリシカハ假ニ右二書ニ據リ傍テ本
員等ノ最元本邦ノ慣習ニ遍ルナラニト想像
スル所ヲ採ノ同條ヲ起草ニ委員會議場ニ於テ
実際ニ之ヲ議定セラレリト雖モ之ト同時ニ
各地商業會議所ニ照會シテ從來ノ慣習ヲ調査
セラメ若ク其結果ニシテ同條ノ規定ト異ナル
所ナラハ更ニ其修正案ヲ提出スヘコトヲ約
シタル蓋シ委員諸君ノ記憶文ル所ナラ、其
後漸次各地ヨリ回答ヲ為シ表ノナシ七猶未其
透セズルモノハ之ヲ督促シ精々ニシテ三十通
ヲ得オリ今西吉野刻ノ文ニ從ヒ某地名ヲ列挙
セバ曰ク朽木、櫻、四日市、神戸、金澤、知多、大坂、長道、
仙臺、奈良、廣島、高知、福井、赤間關、岡崎、豐橋、浜松、青
森、大城、東京、同山、鹿児島、博多、靜岡、富士、京都、津、當
古屋、熊本岐阜是レナリ而シテ其回答ニ據シハ
同條ノ規定ハ能ニ呂敷地方ノ慣習ニ合せル
ケ如シ今本會ヨリ各地ニ發シル九問題ニ付キ
類別ヲ為シハ
第一 既成法律ニ於テハ賣買ニ付テノミ手附
二開文ル規定ヲ設ケルト雖モ取ニ九、三〇以
國ニ於テハ夙々契約一報ノ規定トセルモノ

進力ヲサルノミナラ又(源九)八瑞債務清一
七八、猶ニ草ニハハ乃至乙丸、同南ニハ五(本
邦ニ於テ元往々賣買以外ノ契約ニ付テ之ヲ
典ニレコトアルカ如キタ以ニ筋メ改正策ノ
目録ニ草スレニ當リテハ之ヲ契約ノ總則中
ニ配置シタフト難ニ又退テ考フルトハ其
最ニ類繁ナルハ賣買契約ニ於テナルコト固
ヨリ論ク保ツサルカ如キタ以ニ假ニ之ヲ賣
買ノ規定中ニ收メ役ノ幕立百六十條ヲ以テ
之ヲ他ノ有價契約ニ準用スル文ノトシリル
モ猶亦實際ノ實例如何ナ知テレカ高木左ノ
問題ヲ發シムルニ
チ附テ接更スル慣習ハ如何ナル契約ニ付

各地商事會議所ヨリ西臺ヒシ所至ノ如レ
賣買ニ付ス存スト五フモノ
請易ニ付ス存スト五フモノ
賣買借ニ付ス存スト五フモノ
賃傭ニ付ス存スト五フモノ
是ニ於テカ前見ノ譯ニサルコトヲ悟レテ
ニ請夏、債復、債、倉傭ニ付テ手附ヲ接更スル慣
習存スト者フルミノモ多ノリ甚場合稀ナリ
コトヲ附言セルヲ以ニ益々改正策ノ安當ナ
ルニトヲ認メタリ(猶本第八ヲ參觀セヨ)
第二既成該典ニ於テ賣買ノ實例ニ附スル
手附ニ付テノミ改正案第百五十七條ノ如

提定セリト難モ(取ニ九本邦ニ於テノ之タ
勝ニ附スルコトハ極ニ外國ニ於テノ勝約ニ
付ニ提定セルモノノ補ナムコトハ既ニ委員會
議場ニ於ニ説明セし所ナニ賣買ノ本契約ニ
附スルヲ附却ニ右ノ效力ヲ有スルカ如キア
以テ假ニ之ヲ改正賣下レ候本各地ニ各ノ同
題フ発レタルニ

チ附ヲ援更スルニ契約未ノ成立ニサルコ
トカリマ吉シ之ヲクトセハ手附ノ效力如

何各地商業會議所ヨリ回春セし所老ノ如レ

契約六ノ成立スト五フモノ 二十六
締約ニ手附ヲ附スルコトアリトシテ

而レニ其之ヲ締約ニ附スルト本契約ニ附ス
ルト效力ニ於ニ差異ナキコトヲ附言セリ是
ニ於テノ改正賣ノ安富ナルコトヲ知レリ
第三既成法典ニ於テ、賣買ノ勝約ニ手アノ
ミ改正素ノ如ク提定之本契約ニ片ヲリテ附
ハ之ヲ準ヘタレ者ノ為メニノミ解説ノ言法
ト萬ルヘキク尙則トセリ旨ノ規定レ(取ニ)
外國ニ於テ天草ニ之ヲ契約成立ノ證據ニ過
キストスル天ノナキニ附ナルヲ以ニ瑞儀傍
清一七八、鷹二章二八八、同商ニ八五各地ニ
ノ問題フ発レタルニ

チ附ノ援更ニ因リニ契約成立ニハキ場合

二 於ニ手附ノ唯契約成立ノ證據ニ過キサ
ルヤ特メ之ヲ極葉エハ結約者双方勝チニ
解約ヲ為スコトヲ得ルヤ
各地商業會議所ヨリ回音セし所々ノ如レ
双方ノ為メ之ヲ解約ノ方法ト為スモノ
之ヲ此ノル者ノ為メニシテ之ヲ解約ノ
方法ト為スモノ
契約成立ノ証據ニ過キ又ト為スモノ
之ヲ過名印效ト為スモノ
是ニ因クテ改正彙カ賣買ノ本契約ニ附スル
一

手附ノ賣主買主双方ノ為メニ解約ノ方法
ルヘキ旨ノ規定シタルノ妥當ナルコトヲ知
レリ
第四 右ノ回音ニ因クテ手附ノ双方ノ為メニ
解約ノ方法ト為ルカ將々之ヲ此ノル者ノ為
ス場合ニシテ解約ノ方法ト為ルカラ如ルコトヲ
得タト雖天手附ノ連シル者カ解約ヲ為
ス場合ニシテ解約ノ方法ト為ルカラ如ルコトヲ
ノ連シタルノ時タ單ニ其連シタル手附ノ
還付スルニ止ムルヘキヤ其他兩者ノ間ニ多
加ノ差異ナキヲ保証スルヲ以テ腹メ左ノ回
音ノ發レ置キタルニ
手附ノ與ル者ト之ヲ更タル者トノ間ニ

権利義務ノ差異アリヤ

各地商業會議所ヨリ回音セシ所左ノ如ニ

差異ナレト云フモノ

之ヲ基ヘタル者ノテ拠合シテ後ケル者ノツ信還

シテ解約ストモノ

契約既立ノ詔據ニ過キスト云フ

十四

差異アフト云フモノ

之ヲ更シテ三ノ解除権ナシト云フモノ

十一

双方トモ解約ノ為スコトヲ得サルヲ原則トヘルテシ

此ノタル者ノ例外レタ解約ヲ為スコトヲ得セシ之ヲ更

タレ者ノ此種ナシト云フモノ

之ヲ更シタル者解約ヲ為スコトヨリシテ後還

ト云フモノ

差異アルトナキト目半スト云フモノ

一

契約成立ノ證據過キスト云フモノ

三

之ヲ基ヘタル者ニシテ其双方ノ爲メニ然

ルヤ否マテ明言セス又本問題ニ至ヘサルヲ以テ始ノ双方

ノ爲メニ解約ノ法タルモノト解し前問題ニハ第一種ノ中加ヘタ

(東京)

解約書アリトモノ

四

契約成立ノ證據過キスト云フモノ

三

之ヲ基ヘタル者ニシテ其双方ノ爲メニ然

ルヤ否マテ明言セス又本問題ニ至ヘサルヲ以テ始ノ双方

ノ爲メニ解約ノ法タルモノト解し前問題ニハ第一種ノ中加ヘタ

一

其他ハ單ニ手附カ解約ノ方法タルコト

ヲ言ヘルノミニシテ其双方ノ爲メニ然

ルヤ否マテ明言セス又本問題ニ至ヘサルヲ以テ始ノ双方

ノ爲メニ解約ノ法タルモノト解し前問題ニハ第一種ノ中加ヘタ

一

是ニ於テアカ益々改正策ノ安富ナルコト悟レリ

第五

既成法典ニ於テハ買主ナ手附トシテ金
錢ヲ典ヘタルトキハ原則トシテ契約成立 /
記據ニ過キストセラフニ（第三〇）各

地ニ龙ノ問題ヲ發シタルニ

手附ハ金錢ニ限ルヤ將メ他ノ物ヲ以テハ
ルコトアリヤ若シ他ノ物ヲ以テスルコト
アリトセハ金錢ヲ以テスル場合ト差異ア
リヤ

各地商業會議所ヨリ田谷セニ所龍ノ如ニ

金錢ニ限ルト云フセノ

十八

他ノ物ヲ以テスルコトアリト云フモノ十一
而シテ他ノ物ヲ以テスルコトアリト云フモ
モノハ金錢ヲ以テスルト努力ニ於ニ差異ナ

キノミナラス度ノハ之ヲ評價シテ金錢ニ代
用スルモノナリト云ヘルフステ改正案ノ如

ク訊ク手附ト稱シテ散テ手附金ト云ハス而

シテ其規定ハ一切ノ場合ニ於テ第五百五十

七條ノ如クスルノ安當ナルコトヲ知レリ

第六 既成法典ニ於テ契約ノ全部又ハ一部ノ

履行アリタル後ハ一切解約ヲ許サヌト規定

セルハ極メテ穗當ニシテ能ク我カ慣習ニセ

適セルカ如ク見エルヲ以テ改正案ニ於テセ

之ヲ採用セリト雖ニ猶ホ各地ニ龙ノ問題ヲ

發シタルニ

手附ノ損失ニ因リテ解約ヲ為スコトヲ得
ハキ場合ニ於テ結約者一方ヨリ契約ノ全

部又ハ一部ヲ履行シメルトキハ復タ解約
ヲ為スコトヲ得サルヤ
各地商業會議所ノ回収セシ所龙ノ如ニ

履行後ハ一切解約ヲ許サスト云フモノ 廿一
(手附金、契約成立ノ証拠ニ過キスト云
フモノ)回収モ包含ス)

履行後解約ヲ許スト云フモノ 三

一部履行後ハ之ヲ許モテ全部履行後ハ之

ヲ許サスト云フモノ

慣習ナシト云フモノ

二

之ヲ契ヘタル者ニハ解約ヲ許サスシテ之
ヲ改ケタル者ニノミ之ヲ許スト云フモノ
其ニ於テク改正案ノ妥當ナルコトヲ知レリ

二

第七 古着店古道具店等ニ手附三日限ト掲出
ヒルモノ多キヲ以テ試ミニ龙ノ問題ヲ発シ
タルニ

手附ノ有効期間ニ一定ノ慣習アリヤ
各地商業會議所ヨリ回収セシ所龙ノ如ニ
一定ノ慣習ナシト云フモノ 四
之アリト云フモノ

是ニ因リテ既成法典及ヒ外國ノ法典ニ於テ
ル如ク改正案ニ於テモ別ニ期間ニ闇スル規

定ノ規ケサルノ安當ナルコトヲ知レリ
第八 第一ニ於テ既ニ手附ハ責、買ニ最ニ多

キコトヲ認メタリト雖エ之ト同時ニ他ノ契
約ニモ手附ノ慣習ナキニ非サルコトヲ認メ

タリ故ニ左ノ問題ノ必要ナルコトヲ悟リテ
之ヲ發シタル=

以上第二項乃至第七項ノ問題ニ付キ賣、買、
ト他ノ契約トノ間ニ差異アリヤ
各地商業會議所ヨリ回答セシ所左ノ如ニ
手附ハ賣、買ニノミ存スルヲ以テ本問=答

ハサルモノ

十五

差異ナシト云フモノ

十二

差異アリト云フモノ

一

不明ナルモノ

レリ

是ニ於テ有益ニ改正案ノ妥當ナルコトヲ知

(以上四卷ノ數三十ニ満タサルモノアルハ

仙臺商業會議所カ各問題ニ卷ハサリシア
以テナリ)

以上ノ結果ニ依リ改正案カ多數地方ノ慣習
ニ適合ヘルコトハ粗略カナリ若ニ夫レ反對
ノ慣習アル地方又ハ龍溪ニ於テハ其慣習ニ
依ルヘキノミナラス當事者ニ於テ改正案革
五百五十七條ノ規定ニ異ナリタル意思ヲ表
示セシトキハ之ニ依フヘキコトハ後ノ第五
百五十九條ニ由テ明カナルヲ以テ假ニ議定
セラレタル第五百五十七條ハ毫モ之ヲ変更
スル必要ナキモノト信スルナリ